

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月13日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務委託

(2) 事業目的

世田谷区では、地域包括ケアの推進に取り組み、令和7年度（2025年度）に事業開始から10年の節目を迎えた。本事業は、取組開始から現在に至るまでの10年間の歩みを振り返るとともに、その成果及び課題を整理し、今後の地域づくりについて区民とともに考えるきっかけとすることを目的としている。

また、本事業を通じて、地域包括ケアの考え方や仕組みに対する理解の促進と行政や専門職に限らず、区民一人ひとりが地域を支える主体であるという意識の醸成を図ることを目指す。

こうした目的を達成するため、本冊子は、全ての区民を対象とすることを基本としつつ、特に、地域や暮らしとの関わりが広がる40～50代を中心とした世代や、今後の地域づくりの担い手となる若年層に対しても、地域包括ケアの取組を身近なものとして理解してもらうことを重視する。

あわせて、地域包括ケアを支える多様なサービスや相談先についての認知及び理解を促進し、区民が自身や身近な人の状況に応じて、必要な支援につながり、適切に利用・活用できるよう促すことを目指す。

そこで、本事業の趣旨を的確に捉え、広く区民に向けて親しみやすく効果的な情報発信ができる事業者を対象に、「世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子」の企画・制作業務の委託を行うものである。

(3) 業務内容

受託者は、以下の業務を一体的に行うものとする。

- ①冊子全体のコンセプト企画及び構成案の作成
- ②掲載コンテンツの企画・取材・原稿作成
- ③編集・デザイン・構成
- ④印刷・製本
- ⑤成果物の納品

(4) 履行期間

令和8年7月16日（木）から令和9年3月31日（水）（予定）

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (5) 紙媒体による雑誌（週刊、隔週、月刊等）を発行していること。また、当該雑誌はミドルエイジ層を主な読者対象とするものとし、2025年の印刷証明付き発行部数（1号あたりの平均印刷部数）が30,000部以上であること。さらに、当該雑誌と連携し、世田谷区が発行主体となる冊子について、雑誌名を冠した表記やロゴ等を用いた形式での企画・制作・発行が可能であること。（参加事業者は、その子会社の実績でも可とする）
- (6) 「世田谷版地域包括ケア10年振り返り冊子企画制作業務委託選定委員会」（以降、「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

委 員 長：保健福祉政策部長 山戸 茂子

副委員長：保健福祉政策部保健福祉政策課長 山本 和位

委 員：地域行政部地域行政課長 笹本 修

委 員：高齢福祉部介護予防・地域支援課長 横尾 拓哉

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 業務の実施方針及び自社のPR
- (3) 業務内容に関する提案
- (4) 見積書

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504

世田谷区世田谷四丁目21番27号（世田谷区役所第2庁舎2階23番窓口）

世田谷区保健福祉政策部保健福祉政策課

電話：03-5432-2427 ファクシミリ：03-5432-3017

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年5月13日（水）から令和8年5月26日（火）まで

場所：世田谷区ホームページでの閲覧 / 方法：区ホームページからのダウンロードによる

世田谷区トップページ→区政情報→契約・入札情報→発注情報
→現在実施中のプロポーザル情報→福祉・健康

ページ番号：32870

URL：<https://www.city.setagaya.lg.jp/02014/32870.html>

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和8年5月26日（火）15時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：持参または郵送（締切日必着。郵送は書留郵便に限る。）

(4) 提案書の提出期限、提出場所及び方法

期限：令和8年6月18日（木）15時まで（必着）

場所：上記（1）担当部課に同じ

方法：原本及び副本を電子メールにて、PDFデータを提出すること

6 スケジュール

説明書交付期間	5月13日（水）～5月26日（火）
参加表明書の提出期限	5月26日（火）15時まで
招請通知発送	5月28日（木）
質問提出期限	6月 5日（金）15時まで
質問回答発送	6月10日（水）
提案書提出期限	6月18日（木）15時まで
提案書審査	6月下旬（予定）
審査結果通知	7月上旬（予定）

7 その他

- (1) 受託候補者として選定された者と契約手続きを行う。受託候補者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、世田谷区契約事務規則(昭和39年世田谷区規則第4号)に基づき契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。
- (2) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 「無」
- (7) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え方又は再提出は認めない。
- (8) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (9) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。
- (10) 提案書の提出後に7の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (11) 本業務の遂行家庭において受託者が作成し、世田谷区に提出する本件成果物に係る著作権及び知的財産権は、第三者に帰属するものを除き、原則として受託者に留保される。